

関西保育福祉専門学校において履修したものとみなされる単位の認定
に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、関西保育福祉専門学校学則第16条第3項、第17条第3項及び第18条第3項の規定に基づき、関西保育福祉専門学校（以下「本校」という。）に入学する前に、他の専修学校の専門課程又は大学若しくは短期大学等において履修した授業科目（以下「他の専門学校・大学等において履修した授業科目」という。）並びに在学中に、他の専門学校・大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定(以下「認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(認定する授業科目の単位等)

第2条 次の各号に該当する場合であって、他の専門学校・大学等において履修した授業科目について修得した単位のうち、本校の教育上有益と認められる授業科目について、単位を認定することができる。

- (1) 本校に入学する前に、指定保育士養成施設若しくは指定教員養成機関（以下「養成施設」という。）において履修した授業科目又は大学若しくは短期大学等(以下「大学等」という。)において履修した授業科目のうち本校の教育内容に相当すると認められる授業科目
- (2) 在学中に、養成施設において履修した授業科目又は大学等において履修した授業科目のうち本校が指定する授業科目

2 前項により本校の授業科目を履修したものとして認定できる単位数は、前項第1号及び第2号合わせて30単位を超えないものとする。

(申請期間)

第3条 前条第1項各号に定める単位の認定を希望する場合は、次の各号に定める期間内に必要書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 入学前に、他の専門学校・大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定を希望する場合は、原則として入学日から1か月以内
- (2) 在学中に、他の専門学校・大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定を希望する場合は、原則として当該授業科目の単位修得証明書等受領後速やかに。

(認定手続)

第4条 他の専門学校・大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定を希望する者は、次の各号に定める書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 単位認定願
- (2) 単位修得証明書、成績証明書等
- (3) 履修した授業科目の内容が確認できるシラバス等

(4) その他必要な書類

- 2 前項の申請があった場合、提出された書類をもとに教務委員会において審査を行い、速やかに臨時の単位認定会議に付議する。
- 3 単位認定会議は、必要に応じて履修内容、修得単位数等を確認し、認定の可否を審議する。
- 4 認定の可否は、単位認定会議の審議を経て、校長が決定する。
- 5 申請者は、申請した授業科目の認定結果が通知されるまでは、当該授業科目を履修しなければならない。

(認定可否の通知)

第5条 前条第4項により決定した場合は、速やかに申請者に通知するものとし、不認定とした授業科目については、その理由を明示することとする。

- 2 不認定の結果に不服がある申請者は、立証する関係書類を提示して再審議の申立をすることができる。

(認定した授業科目の取り扱い)

第6条 第4条第4項により認定された授業科目については、履修を免除する。

- 2 認定した授業科目の成績原簿の評価欄の表示は、「認」とする。

(修業年限)

第7条 第4条第4項により、認定を行った場合においても修業年限の短縮は行わない。

(内規の周知)

第8条 この内規の趣旨について、本校の入学試験に合格した入学予定者に周知するとともに、学生便覧に掲載する等制度の周知に努めるものとする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教員会の議を経て校長が行う。

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この内規は、2023年4月1日から施行する。